

ローミング 撤廃で DSM 実現に前進

ジェットロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 小菅 宏幸

EUはデジタル単一市場 (DSM) 実現に向け、2017年6月15日に EU 域内のローミング^{注1}利用を無料化した。域内事業者との契約者であれば、原則として、どの加盟国からでもローミング料金が課されることなく、自国と同様の料金で通信サービスを利用できる。

ローミング料金撤廃への道のり

EU が DSM の構築を推進する上で、通信サービスの分野での障壁となってきたのが、EU 加盟国間で異なっていたローミング料金であった。通信サービスの利用者が加盟国間でローミングの仕組みが異なることを知らずに、渡航先に持ち込んだモバイル機器を長時間あるいは大容量で使ってしまう、後で高額な料金を請求されてしまうというケースも発生していた。この問題を解決すべく、欧州委員会（以下、欧州委）は2007年にローミング料金の上限を設定した。以来16年までに、段階的に同料金を大幅に削減してきた（表）。15年には、欧州議会本会議と EU 理事会が同料金の撤廃に合意し、インターネット接続事業者に対して、動画や音声といったデータの種別に関係なく、利用者に公平なサービスを提供することも義務付けた。

17年6月15日から施行された新ルール「ローム・ライク・アット・ホーム (Roam like at Home)」では、EU 域内であれば、自国で契約した通信サービスを移動先の国でもローミング料金が課されることなく、利用できる^{注2}。欧州経済領域 (EEA) のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーでも適用される。また、EU 域外から EU 加盟国を訪れる際でも、スマートフォンなどのモバイル機器に、EU 加盟国内にある

通信事業者が発行した SIM カードを用いれば、新ルールは同じように適用される。

表 EU 域内のローミング料金上限額の推移

年	(単位：ユーロ)				
	2007	2012	2015	2016	2017
音声通話発信 (毎分)	0.49	0.29	0.19	0.05	0
SMS 送信	0.28 ^注	0.09	0.06	0.02	0
データ通信 (1MB 当たり)	6	0.7	0.2	0.05	0

注：SMS 送信は2008年のデータ
資料：欧州委員会資料を基に作成

不正利用には課金も

15年のEUによるローミング料金撤廃の合意後、ドイツテレコムやプリティッシュテレコム、スペインのテレフォニカなどの欧州大手通信事業者が加盟する欧州電気通信事業者協会 (ETNO) は、公正な利用についての条項が不可欠であることなどを訴えてきた。ETNO が16年2月に通信事業者を対象に実施したアンケートでは、ローミング撤廃は歓迎されたものの、次のリスクが指摘された。まず、ビジネスリスクとして、①詐欺や不正利用や乱用によって、特に音声電話において損失や高い費用が発生する可能性があること、②世界の通信事業者が EU 域外の顧客のために、EU を故意に経由して EU ローミング料金撤廃の恩恵を受けようとする、次に技術的リスクとして、①サービスの質やネットワークの混雑、②国内顧客に対するサービスのレベルダウンが挙げられた。

新ルールの対象は主に「定期的に EU 域内の他国を訪れる域内居住者や域内のある国に活動基盤のある人」を想定している。しかし、その悪用・乱用に対しては、ローミング料金を課できると規定、その金額も設定している。例えば、域内の A 国の居住者が、低料金でサービスを提供する B 国の業者と契約して A 国でその通信機器を使用したり、低料金の国でデータ通信の無制限プランを契約し、それを売却して利益を上げたりすることなどである。

欧州委は17年5月に発表した DSM の中間報告書でもローミング費用撤廃を成果として挙げた。不正利用などのリスクを抱えながらも、人・モノ・資本・サービスの自由移動を掲げてきた EU にとってローミング費用の撤廃は、域内統合の深化に向けた第一歩として有効な手段の一つとなり得よう。

注1：自国で契約しているモバイル機器を使って、自国外で通話や SMS の送受信、データ通信などのサービスを利用すること。

注2：ローミング料金撤廃については駐日欧州連合代表部の公式ウェブマガジン「EU MAG」でも日本語で紹介されている。